各郡市医師会長　　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　新　藤　　健）

東日本大震災により被災した宮城県後期高齢者医療制度の被保険者に係る平成２６年４月１日以降の一部負担金免除措置（保険者独自の給付）について

このことについて、宮城県後期高齢者医療広域連合長から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、宮城県後期高齢者医療広域連合における、該当する被保険者に対する独自給付としての対応となりますので、ご注意下さい。

なお、医療機関等の窓口においては、「有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書」を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することに変更はありませんのでご注意下さい。

なお、ご不明な点は該当医療保険者へ確認される等、お間違えのないようにお願いいたします。

担　当：地域医療Ⅱ課　大野
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515（代表）

宮広企第３３８号
平成２６年３月２６日

各都道府県医師会長　様

宮城県後期高齢者医療広域連合長　奥山　恵美子

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成２６年４月１日
以降の後期高齢者医療の一部負担金免除措置について（通知）

後期高齢者医療制度につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、３月２０日に開催されました平成２５年度第３回宮城県後期高齢者医療広域連合運営連絡会議において、東日本大震災により被災された被保険者の皆様の生活が未だ再建途上にあり厳しい状況であることから、安心できる医療の確保が必要であるとして、平成２６年４月１日からの一部負担金免除措置を決定いたしました。

つきましては、貴都道府県内の会員の皆様への周知方につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、宮城県内の医療機関等へ周知したお知らせを添付いたしますので、よろしくお願いいたします。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
TEL　０２２－２６６－１０２６（企画財政課）
　　０２２－２６６－１０２１（保険料課・給付課）

宮広企第３３８号
平成２６年３月２６日

保険医療機関等　各位

宮城県後期高齢者医療広域連合長　奥山　恵美子
（　公　印　省　略　）

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成２６年４月１日
以降の後期高齢者医療の一部負担金免除措置の取扱いについて

後期高齢者医療制度につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災で被災された被保険者に係る一部負担金免除につきましては、平成２５年３月３１日をもって終了いたしましたが、このたび、下記のとおり新たな内容で実施することとなりましたので、よろしくお取り計らい願います。

また、周知用のチラシを別添のとおり作成いたしましたので、貴院（局）内の受付窓口等に掲示していただき、被保険者の方への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　免除開始時期
平成２６年４月１日から

２　免除対象者
市町村民税非課税世帯に属する被保険者で、次の要件のいずれかに該当する方
(1) 東日本大震災による住家のり災の程度が「全壊」又は「大規模半壊」である方
(2) 東日本大震災による住家のり災の程度が「半壊」で、その住家をやむを得ず解体した方
(3) 東日本大震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明となった方
※平成２５年３月３１日の免除措置終了時点の免除対象者が、引き続き今回の対象者となっているわけではありませんのでご注意ください。

３　免除証明書
対象者となる方には免除証明書を送付しておりますので、一部負担金免除の取扱いを行う場合は、免除証明書の確認をお願いいたします。（平成２６年８月１日以降の免除対象者は、再判定を行った上で決定いたします。免除証明書に記載のある有効期限を注意してご確認ください。）
※免除証明書がお手元に届いていない、紛失した等の場合は、住民票のある市町村の担当課にご案内いただきますようお願いいたします。

4　免除措置の対象となるもの

(1) 療養の給付に係る一部負担金（医科・歯科・調剤）

(2) 保険外併用療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額

(3) 訪問看護療養費に係る一部負担金相当額

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額や柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術などの療養費に係る一部負担金相当額などは対象となりません。

5　免除対象者に係るレセプト請求方法

免除措置を終了した時点と同様の取扱い（特記事項に「９６」を記載）となります。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
℡　０２２－２６６－１０２６（企画財政課）
　　０２２－２６６－１０２１（保険料課・給付課）

一部負担金免除措置　市町村問合せ先一覧（平成26年3月20日現在）

No.	市町村	担当課	郵便番号	住所	電話
1	仙台市	保険年金課	980-8671	仙台市宮城野区国分町3-7-1	022-214-8173
	宮城野区	保険年金課	980-8701	仙台市宮城野区上杉1-5-1	022-225-7211
	宮城野区	保険年金課	983-8601	仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111
	若林区	保険年金課	984-8601	仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
	太白区	保険年金課	982-8601	仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111
	泉区	保険年金課	981-3189	仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111
2	石巻市	保険年金課	986-8501	石巻市穀町14-1	0225-95-1111
3	塩竈市	保険年金課	985-8501	塩竈市旭町1番1号	022-364-1111（代）
4	気仙沼市	保険課	988-8501	気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-6600（代）
5	白石市	健康推進課	989-0292	白石市大手町1番1号（白石市健康センター内）	0224-22-1362
6	名取市	保険年金課	981-1292	名取市増田字柳田80番地	022-384-2111（代）
7	角田市	保険年金課	981-1592	角田市角田字大坊41	0224-63-2117
8	多賀城市	国保年金課	985-8531	多賀城市中央2-1-1	022-368-1141（代）
9	岩沼市	健康増進課	989-2480	岩沼市桜一丁目6番20号	0223-22-1111（代）
10	登米市	国保年金課	987-0401	登米市南方町新高石浦130	0220-58-2166
11	栗原市	健康推進課	987-2293	栗原市築館薬師一丁目７番１号	0228-22-0370
12	東松島市	市民課	981-0503	東松島市矢本字上河戸36番地1	0225-82-1111（代）
13	大崎市	民生部保険給付課	989-6188	大崎市古川七日町1番1号	0229-23-6051
14	蔵王町	町民税務課　保険係	989-0892	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	0224-33-3001
15	七ヶ宿町	保健福祉課	989-0512	刈田郡七ヶ宿町字関126	0224-37-2114
16	大河原町	町民生活課	989-1295	柴田郡大河原町字新南19	0224-53-2114
17	村田町	町民生活課	989-1392	柴田郡村田町大字村田字迫6	0224-83-6401
18	柴田町	健康推進課保険年金班	989-1692	柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号	0224-55-2114
19	川崎町	保健福祉課	989-1501	柴田郡川崎町大字前川字北原23-1	0224-84-6008
20	丸森町	保健福祉課	981-2192	伊具郡丸森町字島屋120	0224-72-3014
21	亘理町	健康推進課	989-2393	亘理郡亘理町字下小路7-4	0223-34-0501
22	山元町	保健福祉課	989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山32番地	0223-37-1113
23	松島町	町民福祉課	981-0215	宮城郡松島町高城字傳命院下一19番地の1	022-354-5705
24	七ヶ浜町	町民課	985-8577	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7446
25	利府町	生活環境課	981-0112	宮城郡利府町利府字新並松4番地	022-767-2118
26	大和町	町民生活課	981-3680	黒川郡大和町吉岡字西桧木1番地の1	022-345-1117
27	大郷町	町民課	981-3592	黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8	022-359-5504
28	富谷町	長寿福祉課	981-3392	黒川郡富谷町富谷字坂松田30番地	022-358-0513
29	大衡村	住民税務課	981-3692	黒川郡大衡村大衡字平林62番地	022-345-5111
30	色麻町	町民生活課	981-4122	加美郡色麻町四竈字北谷地41	0229-65-2111（代）
31	加美町	保健福祉課	981-4252	加美郡加美町字西田四番7番地1	0229-63-7872
32	涌谷町	健康課	987-0121	遠田郡涌谷町涌谷字中江南278	0229-43-5111
33	美里町	町民生活課	987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米13番地	0229-33-2114
34	女川町	町民課	986-2261	牡鹿郡女川町女川浜字大原316番地	0225-54-3131
35	南三陸町	町民税務課	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2	0226-46-1373

【宮城県後期高齢者医療制度】
東日本大震災の被災者の皆様へ

平成２６年４月１日より東日本大震災の被災者に係る窓口一部負担金の免除措置を実施します

対象となる方

市町村民税非課税世帯に属する被保険者で、以下のいずれかに該当する方

①東日本大震災による住家のり災の程度が「全壊」または「大規模半壊」である方

②東日本大震災による住家のり災の程度が「半壊」で、その住家をやむを得ず解体した方

③東日本大震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明になった方

免除措置の対象となるもの

①療養の給付に係る一部負担金（医科・歯科・調剤）

②保険外併用療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額

③訪問看護療養費に係る一部負担金相当額

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額や柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術などの療養費に係る一部負担金相当額などは対象となりません。

※１　対象となる方には、免除証明書を送付しています。（県外からの転入など、現在の住所地でり災状況を把握できない場合は、申請が必要な場合があります。）

※２　医療機関を受診する際には、窓口で免除証明書を必ず提示してください。

※３　免除証明書が届いていない、紛失した等の場合は、住民票のある市町村の後期高齢者医療担当課または宮城県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

問合せ先　：　住民票のある市町村の後期高齢者医療担当課
または　宮城県後期高齢者医療広域連合
仙台市青葉区上杉一丁目２－３　宮城県自治会館９階　電話　０２２－２６６－１０２１